

浜松型市場化テストの導入に向けての基本指針

平成 20 年 4 月

浜松市

目 次

浜松型市場化テストの導入に向けての基本指針

1	浜松市における市場化テストの導入	1
2	導入の基本原則	1
3	モデル事業からの円滑な導入	3
4	モデル事業での検証事項	3
5	対象事業の考え方	4
6	実施体制	5
7	導入手順	6
8	行政責任の確保	9
9	職員の処遇	9
10	導入スケジュール	9

【参考】 地方公共団体における市場化テストの概要

1	市場化テストとは	11
2	導入の背景	11
3	期待される効果	11
4	対象となる市民サービス	12
5	入札の方式	14
6	第三者機関の設置	14
7	市場化テストのプロセス	15

別添資料	浜松型事業仕分け	17
参考資料1	関係法令等の抜粋	19
参考資料2	地方公共団体の市場化テストの取組事例	21

1 浜松市における市場化テストの導入

本市は、行政経営計画の基本方針の一つとして、市民の参加と協働による「地域の力を結集した新たな公共空間の形成」を掲げ、公共サービスの役割の見直しにより行政が担うべき分野を明確にするとともに、効率的、効果的な市民サービスの提供を目指し、平成 17 年度に策定した「浜松市戦略的アウトソーシングのためのガイドライン」に基づき、積極的な民間委託、指定管理者制度、民営化等を推進し、効率的、効果的な市政運営の実現に努めてまいりました。

今後の市営運営において、最も重要なことは、市が自立するための財政基盤をいかに確立し、持続可能な都市経営を行っていくかであり、現在の厳しい行財政環境下では、行政サービスや公共施設などにおける無駄をなくし、組織や事務事業の見直しを進めるなど、行政全体のスリム化による簡素で効率的な行政の実現が求められています。

そのためには、全ての事務事業を見直し、市が直接実施し、責任を果たすべき分野を明確にすることで、職員や財源など限られた経営資源をどこに投入するかを選択し、集中を図るとともに、民間の力を活かして公共サービスの向上を図る必要があります。

そこで、本市では、公共サービス改革法の趣旨を踏まえるとともに、「市長マニフェスト」^{※1}に基づき、これまで民間委託が困難とされてきた分野を含め、公共サービスの質の向上及びコストの縮減はもとより、透明性の向上と多様な主体の参加と協働を一層推進する浜松型市場化テストを導入します。

《浜松型市場化テストの特徴》

- ①モデル事業の実施による課題の把握
- ②「特定公共サービス」とその他の公共サービスの一体的実施
- ③第三者機関の設置など、任意の部分についても国の制度に準拠

《参考資料 1》

※1 市長マニフェスト

2 導入の基本原則

公共サービス改革法の目的は、公共サービスの質の向上とコストの縮減にあることはいふまでもありませんが、本市の市場化テストの導入の目的は、単に民間に事業を委ねることではありません。

本市が目指す市場化テストは、公共サービス改革法の基本理念に基づき、行政コストや業務プロセスを市民と共有し、再検証を行い、公共サービスの質の向上とコストの縮減はもとより、市が行っている公共サービスの見直しをすることで、不要な業務の廃止や担い手の最適化など、公共サービスの再構築を図ることを目的としています。

この結果として、組織や事務事業のスクラップを進め、行政全体のスリム化を推進す

るとともに、市政の透明性の向上と市民参画による持続的かつ健全な市政運営を実現するために、次の事項を基本原則とします。

(1) 行政コストと業務プロセスの可視化

本市における市場化テストの実施に当たっては、行政コストと業務プロセスなどを可視化し、市政の透明性を向上します。

また、事業自体の内容や事業に関するコスト情報を市民と共有することで、事業の見直しの契機として活用します。

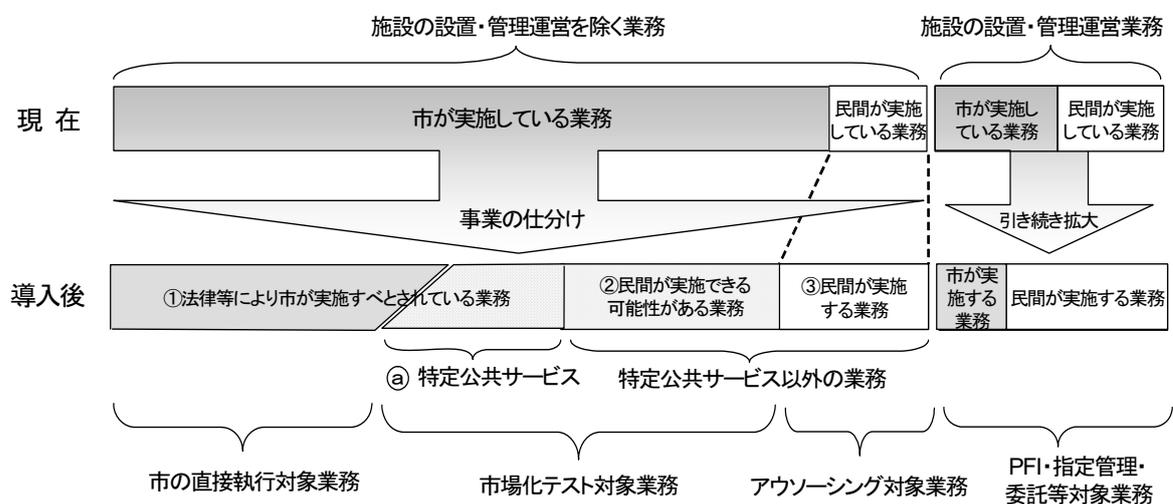
(2) 公共サービスの担い手の最適化

市場化テストの導入は、単に民間事業者等の活用を意味するものではなく、市民・企業・行政等、地域を形成する多様な主体のうち、質・価格の両面において、最も優れたものがその公共サービスを担っていくことを目的としています。

このことから、これまでの行政主導により行ってきた公共サービスについても、多様な主体間での役割分担を行い、「担い手の最適化」を行うツールとして活用します。

《担い手の適正化イメージ》

市場化テストの導入による公共サービスの担い手の変化



具体的な業務の内容

- ①【法律等により市が実施すべきとされている業務】
国民健康保険・介護保険・福祉関係、建築・土木関係の各種申請、届出の受付、引渡しなど
- ②【民間が実施できる可能性がある業務】《市場化テスト対象業務》
戸籍謄本、住民票の写し、印鑑証明書等窓口6業務の交付請求の受付及び引渡しなど
- ③【民間が実施する業務】《アウトソーシング対象業務》
自動車運転、一般ごみ収集、給食・調理、学校用務など

(3) 行政責任の確保

市場化テストの導入は、行政と民間が価格と質の面で競い合い、担い手の最適化を行うものであり、発注者あるいは施設設置者としての責任は市にあります。

したがって、民間に創意工夫を発揮させると同時に、事業者の選定から指導監督まですべての過程において、サービス水準の確保や個人情報の保護に万全を期するため、職員の専門的能力、技術水準を保持するなど、行政責任を確保した上で実施します。

(4) 計画的な定数管理と配置転換

市場化テストの導入は、民間雇用者に低賃金労働や不安定雇用を強いることではなく、また、いたずらに市職員数の削減を図るものではありません。

将来見込まれる労働力人口の減少に対応し、簡素で効率的な組織運営を進める中で、市の職員が直接行うべき事務を見極めながら、計画的に実施するものです。

すなわち、市場化テストの導入にあたっては、民間には、雇用の機会を創出し、就労の機会を拡大するとともに、市職員については、雇用確保を前提として、業務改善や経営感覚の醸成など意識改革を促し、適切な定数管理と配置転換を行います。

3 モデル事業からの円滑な導入

市場化テストには、公共サービス改革法に基づく市場化テストと同法に基づかない市場化テストの2つの方式（【参考】地方公共団体の市場化テスト）があります。

市場化テスト自体が新たな制度であり、他の地方公共団体での先例も少ないことから、制度設計を適切に行うためには、制度の構築に必要な事項を検証する必要があります。

このことから、本市での市場化テストの導入は、法に基づかない市場化テストをモデル事業として実施し、その成果や課題を検証した上で、公共サービス改革法に基づく特定公共サービスなど対象事業の範囲や規模を拡大するなど、段階的に本格導入します。

4 モデル事業での検証事項

浜松型市場化テストの本格導入に先立ち、モデル事業を実施することで、次のとおり具体的な事項を検証します。

- (1) 官民の公正な競争の方法
- (2) VFM (Value For Money) 評価等による対象事業の選定方法
- (3) 価格と質を適切に評価する方法(事前の評価)
- (4) モニタリングの手法(実施中の評価)
- (5) 実施後の評価方法(事後の評価)

5 対象事業の考え方

市場化テストはアウトソーシングの手法の一つであり、本市の市場化テストの対象事業の範囲は、「浜松市戦略的アウトソーシングのためのガイドライン」で示した対象業務の範囲と一致します。

したがって、本市では、これまで行ってきたアウトソーシングの手法に、本制度を加え、さらなる行財政改革の推進を図ります。

(1) 市場化テスト対象事業

本市が市場化テストの対象とする事業は、市が直接行っている事業の不断の見直しを行いながら、除外する事業を選定した上で、公共サービス改革法に基づく特定公共サービスに限定することなく、すべての事業を市場化テストの対象とします。

また、現行法にとらわれることなく柔軟な見直しを図るため、法による規制等により対象にできない事業については、「公共サービス改革法」の特例の設定、特区の活用や国への法改正の働きかけを行います。

(2) 市場化テストの対象から除外する事業

①市が担う必要のない業務（廃止又は民営化が可能な業務）

②法令等の規定により職員が直接実施しなければならない業務

③公権力行使に関わる業務

ア 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む業務（生活保護、占用許可、消防や災害による規制）

イ 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む業務（税の賦課徴収など）

ウ 市民に対して義務の履行の強制、強制力をもって執行する内容を含む業務（滞納処分、公害防止、違反建築物など）

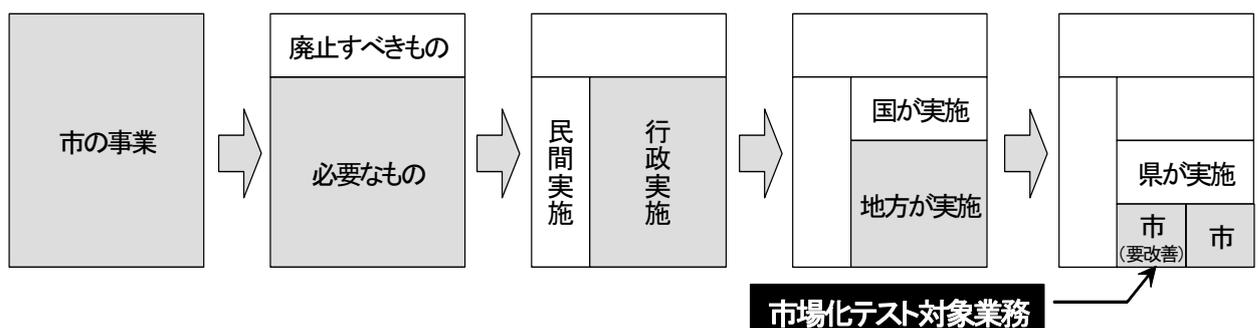
エ その他、公権力の行使に該当することとなる業務

④ 市の政策や施策等の立案・調整・決定など、市の意思決定に関わる業務

⑤ 公正性・公平性に関して、高度の判断を必要とする業務

⑥ 行政上の専門知識・技術を特に必要とする業務

《市場化テスト対象事業の選定イメージ》



(3) 創意・工夫を活かす仕組みの構築

市場化テストの対象事業については、市が実施している事業について、市のみならず民間事業者やNPOなど、多様な主体がお互いに連携しつつ、それぞれが得意とする能力や知識・技術を十分に発揮しながら、協働することで、よりよい公共サービスの実現を目指しています。

これまでの民間委託の対象事業の選定に当たっては、市が業務の決定をしてきましたが、市場化テストの対象事業の選定は、民間事業者等の意見を広く求める中で、民間の創意・工夫を活かす仕組みを構築します。

6 実施体制

(1) 透明性・中立性・公正性の確保 …… 第三者機関の設置

市場化テストの実施に当たっては、公共サービスの質及び透明性・中立性・公正性の確保の観点から、対象事業の選定、選定方法の決定、選定等の監理、評価基準の設定等、市場化テストの実施に関わるすべてのプロセスに対し、第三者機関が関与する仕組みを構築します。

また、この審議機関での審議や結果を公表することで、市場化テストの透明性・中立性・公正性を確保します。

《第三者機関での審議事項》

凡例【○：法定、◎：独自、－：設定なし】

事 項	区 分		国 の 事 業
	特定公共サービス	その他の事業	
①事業の選定	◎	◎	○
②実施方針の策定	◎	◎	○
③実施要項の作成	○	◎	○
④入札書類の評価	○	◎	○
⑤実施者の決定	◎	◎	○
⑥契約解除・変更	○	◎	○
⑦報告の徴収・指示の措置の通知	○	◎	○
⑧勧告	◎	◎	○
⑨モニタリングの評価	◎	◎	○
⑩事業の検証・評価	◎	◎	－
⑪制度の検討	◎	◎	－

(2) 官民競争入札の公正性の確保 …… 情報遮断措置

官民競争入札の場合には、発注担当職員と入札参加職員が同一組織に属することから、情報の公正な取り扱いが懸念されます。このことから、民と官の公正な競争が阻害されないよう、発注担当職員と入札参加職員が別組織となり、経理面も含めて利害関係が切断できるなど、物理的な情報遮断措置を講じます。

なお、民間競争入札では、このような配慮は不要であり、このような措置を設ける必要はありません。

7 導入手順

市場化テストの導入の手順としては、公共サービス改革法に定められた手続に加えて、必要に応じて事業の仕分けの結果を踏まえ、市場化テストの対象事業を選定します。

本市が行う市場化テスト導入の主な手順は、次のとおりとなりますが、今後は、モデル事業の実践と検証を繰り返す中で、手続を確定していきます。

(1) 業務プロセスとコスト情報の公開

本市の市場化テストの目的は、民間に事業を委ねることではなく、これまで市が独占してきた公共サービスに適切な競争原理を導入し、公共サービスの質と効率性を向上させることにあります。本市においては、市場化テストの導入に当たり、対象事業ごとに業務プロセスや行政コスト情報を公開し、事務事業ごとの事業規模や現在の実施方法を明示します。

(2) 事業の仕分け（別添資料）

市が行っている公共サービスについて事業の仕分けを行い、事業そのものの要・不要や仕事のやり方の是非を議論し、役割の薄れてきた公共サービスの事業の廃止や担い手の最適化を行います。

この事業仕分けにおいて、市が担うべきとなった事業の中から、市場化テスト対象事業を選定します。

(3) モデル事業の選定

市場化テストの対象事業として選定した事業の中から、市が、次の基本的な事項に基づき、他の自治体で対象とされた事業や民間事業者の参入意向が強い事業などを優先的にモデル事業として選定します。

《基本的な事項》

- ①法律の規制がなく民間事業者でも実施可能な業務
- ②業務を受託できる多数の民間事業者が見込める業務
- ③組織的、性質的に他の業務から切り分けやすく、一連のまとまりのある業務
- ④市が積極的に市場化テストの対象にしようとする意欲のある業務

(4) 実施方針の策定と公表

実施方針は、市場化テストの実施に当たり、対象事業の内容、目標などを具体的に示すもので、民間事業者の意見を十分に聴取した上で、作成する必要があります。

本市では、民間事業者等からの提案、対象事業所管課からの提案を基に、毎年度、

市場化テスト実施事業を選定して公表し、民間事業者等の意見を聴取し、実施方針を作成します。

また、公共サービス改革法では、実施方針の策定時に、第三者機関の承認は必要ありませんが、本市においては、国の例に準じて第三者機関の承認を経ることとします。

(5) 実施要項の作成と公表

実施方針において選定された対象事業ごとに、「実施要項」を作成します。実施要項では、対象事業の内容、サービスの質やコスト、実施期間などの入札に必要な具体的な数値のほか、募集に関する事項、落札者の決定のための評価基準、さらには、入札実施部門と応札部門との情報遮断措置、民間側が落札したとき場合の職員処遇などを定めます。

この実施要項は、実施方針の公開により民間事業者等から寄せられた意見を踏まえて作成し、内容の公正性、中立性を確保するために第三者機関の審議を経た上で、公表します。

(6) 実施者の選定基準

市場化テストの実施者の選定は、事業の性質や特殊性などを考慮したうえで、対象事業所管課において、点検・評価の際に評価可能な定量的、客観的な選定基準を設定し、実施要項に掲載するものとします。

なお、選定基準は設定に当たっては、第三者機関の承認が必要になります。

(7) 実施者の決定

実施者の決定に当たっては、サービスの質とコストを合わせて評価する総合評価入札方式など、事業の内容により最適な方式により行うこととし、最も高い評価点を得たものを実施者とします。また、評価に当たっては、対象事業が公共サービスであることから、市民協働や地域経済の活性化、個人情報保護などの取組状況を視点に加えていきます。

なお、実施者の決定に当たっては、第三者機関の審査が必要になります。

(8) 契約

民間事業者等が実施者となった場合には、市と実施者の間で委託契約を締結します。契約に当たっては、複数年契約を検討します。

また、契約書には、サービスの質や水準を定量的に定めることや点検・評価の方法を明記するとともに、市と受託者の役割分担、履行責任の確保策、損害が生じた場合の責任分担、契約解除事由などを明確に定めておきます。

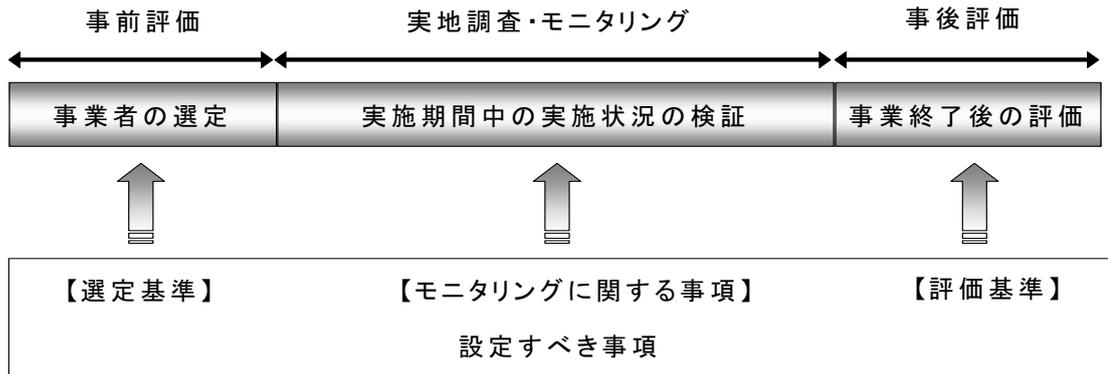
(9) 事業の検証・評価

事業の実施後には、実施要項に定めた要求水準が満たされているかなどについて、事業の検証・評価を行います。事業の検証・評価は、行政責任を確保する観点から、対象事業の所管課が客観的な評価基準によって行い、定期的に結果を公表するとともに、第三者機関に報告します。

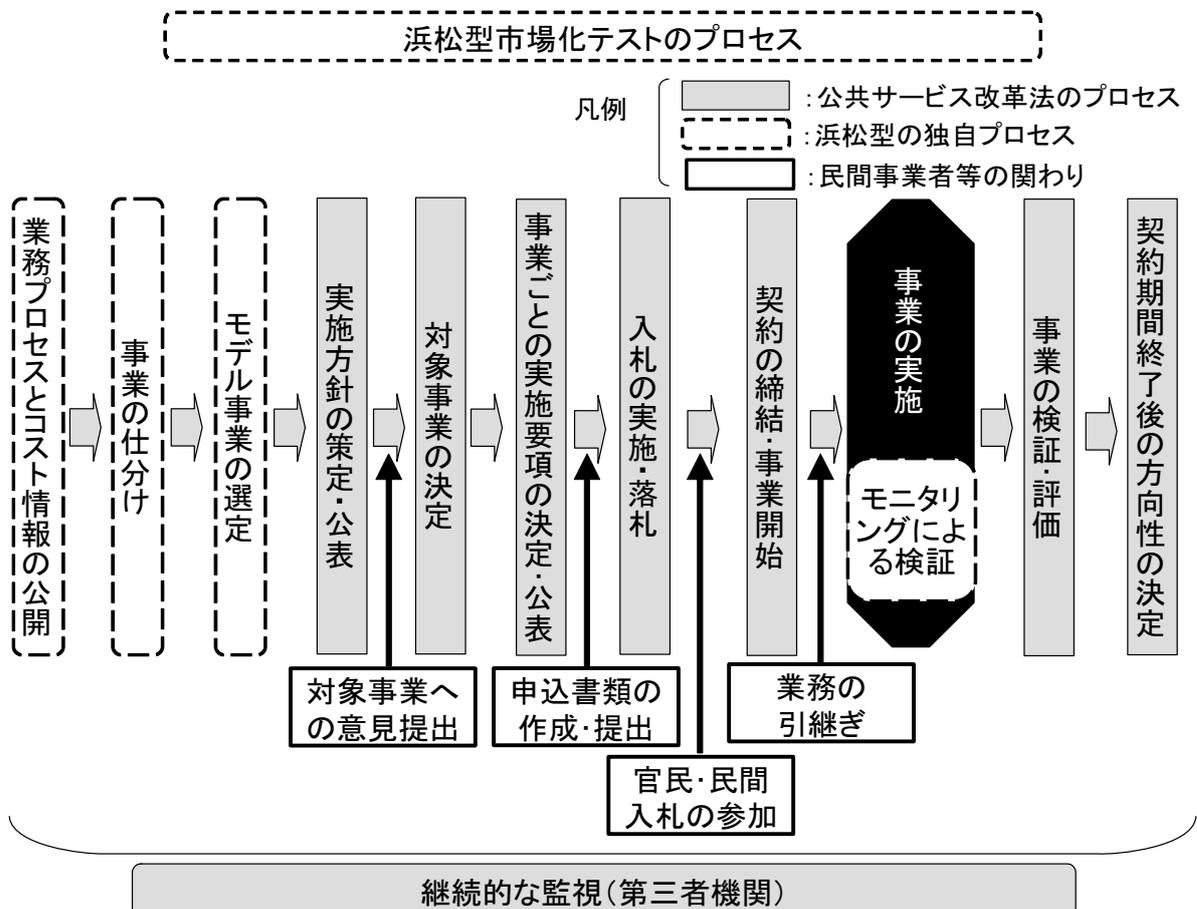
また、事業の途中では、実施要項に基づき公共サービスの提供が適正に行われているかを検証するため、対象事業の所管課は定期的にモニタリングするとともに、必要に応じて報告の要求、実地調査等を実施します。

事業の検証・評価結果は、公共サービスの質の向上やコストの削減に資するとともに、市場化テストの制度設計に反映させます。

《事業の検証・評価イメージ》



《浜松型の市場化テストプロセス》



8 行政責任の確保

市場化テストの導入によって、官民・民間競争入札の結果、民間が事業の担い手となる場合においても、発注者あるいは施設設置者としての責任は市にあります。

このようなことから、市場化テストの導入に当たっては、サービス水準の確保や個人情報保護の確保に万全を期することはもとより、適切な監督と市が自ら主体となって実施することができる執行能力を確保する必要があります。

したがって、事業移管リスクの抑制、円滑な技能継承など、市の行政責任を確保する観点から、事業の実施、事業の監督・検証に必要な職員の専門性の向上やノウハウの蓄積など、これまで以上に職員の資質を向上させる必要があります。

9 職員の処遇

市場化テストの結果により、民間事業者等が実施者となった場合には、公共サービス改革法と同様に、その事業に従事していた職員の処遇については、配置転換により対応することを基本とし、職員に不必要な雇用不安を招かないように十分に配慮します。

10 導入スケジュール

市場化テストの導入にあたっては、業務の質や規模に応じたモデル事業（業務・エリア）の選定を行い、本制度の取り組みによる事例を積み重ね、効果と課題を検証しながら、段階的に円滑な導入を行います。

（1）導入期

導入期では、対象事業の中から、事業の仕分け結果や他市事例や民間事業者等の参入意向等を参考に、市がモデル事業を選定し、民間事業者等の意見を聴取した上で、入札を実施し、落札結果に基づき業務を開始します。

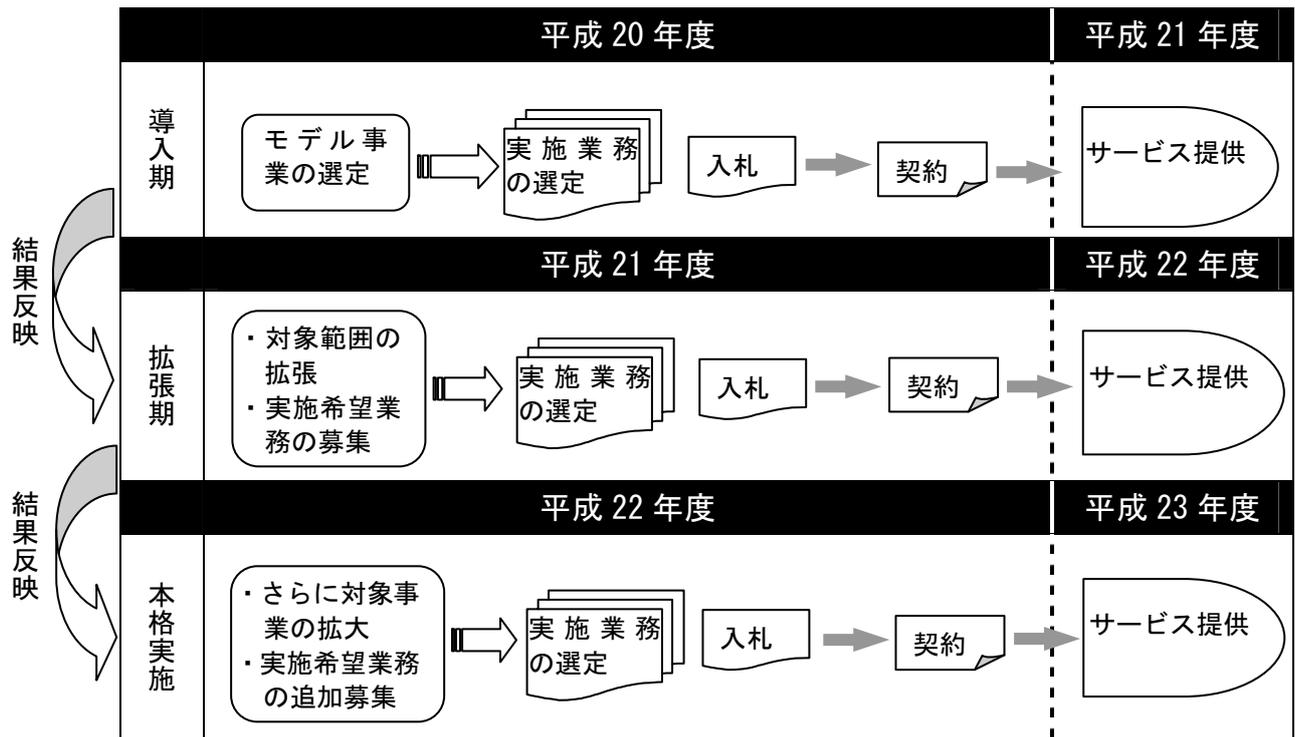
（2）拡張期

拡張期では、導入期の事業の検証・評価結果を反映させ、業務の質や規模、当該業務の執行可能な民間事業者の存在などの点を勘案し、モデル事業を拡張します。また、市の内部からモデル事業の実施希望業務の募集を行い、民間事業者等の意見を聴取した上で、実施業務の選定、入札等の手続を行い、業務を開始します。

（3）本格実施

本格実施では、導入期と拡張期の事業の検証・評価を反映させ、国の動向や他市の実施状況を踏まえ、特定公共サービスを含め対象事業の範囲や規模を拡大し、民間事業者等の意見を募集します。また、同時に市の内部からモデル事業の実施希望業務の募集を行い、実施業務の選定、入札等の手続を行い、業務を開始します。

《段階的・円滑な導入イメージ》



※ 結果反映は、前年度における事業の選定、入札結果、サービスの提供など、各プロセスにおける検証、評価結果を翌年度に反映させます

【参考】地方公共団体における市場化テストの概要

1 市場化テストとは

市場化テストとは、行政が担ってきた市民サービスの情報を民間に提供し、「官と民」、「民と民」が透明、中立、公正な競争条件のもと競争入札を実施し、市民サービスの質とコストの両面で、より優れた提供主体が市民サービスを提供することにより、質の高い市民サービスと経費の節減を図ることを目的とした制度です。

2 導入の背景

地方分権改革推進法の成立など地方分権改革の本格化による地方自治体の責任・権限の増大、予想を上回る少子高齢化の進展、団塊世代の退職による労働人口の減少など、行財政運営を取り巻く環境は益々厳しいものとなっています。このため、これまで以上に少ない経費、職員で、質・量ともに、今まで以上の市民サービスを提供することが求められています。

また、多様化、複雑化する市民ニーズに的確に対応するためには、市民をはじめ市民活動団体や企業などが、その特性を活かして地域の課題をともに解決する協働の仕組みを構築していく必要があります。

公共サービスの見直しにあたっては、行財政環境の変化を的確にとらえ、限られた経営資源を適正配分する観点から、市民サービスの多様な提供主体を検討する「市場化テスト」の積極的な活用が求められています。

《参考資料1》

- ※2 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 《行政改革推進法》
(平成18年6月23日施行 平成18年法律第47号)
- ※3 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 《公共サービス改革法》
(平成18年7月7日施行 平成18年法律第51号)
- ※4 地方公共団体における行財政改革の更なる推進のための指針
(平成18年8月31日付け 総務事務次官通知)

3 期待される効果

(1) 公共サービスの質の向上と経費の節減

多様な主体が公共サービスの担い手となることで、民間の特性を活かした公共サービスの質の維持向上と経費の節減を図ります。

(2) 行政透明性の向上

公共サービスにかかるコストや業務情報の公開や事業の選定から事業者の決定に至るプロセスの開示などにより、行政の透明性が高まります。

(3) 職員の意識改革

行政が独占的に提供してきた公共サービスに競争原理を持ち込むことで、職員の意識改革を促し、事業執行の創意工夫や事務改善への動機付けが期待されます。

4 対象事業となる公共サービス

(1) 狭義の市場化テスト対象事業……公共サービス改革法に基づく特定公共サービス

公共サービス改革法では、法律で公務員が直接行うこととされている業務について特例を設け、民間事業者でも行えるようにしています。平成 20 年 3 月現在、特例が適用される業務（特定公共サービス）は以下の 6 業務です。

なお、今後においても、地方自治体や民間事業者等の要望に基づき、特定公共サービスを拡大していく予定となっています。

《特定公共サービス》（法第 34 条）

- ①戸籍法に基づく戸籍の謄本等
- ②外国人登録法に基づく外国人登録原票の写し等
- ③地方税法に基づく納税証明書
- ④住民基本台帳法に基づく住民票の写し等
- ⑤住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写し
- ⑥印鑑登録証明書

の交付請求の受付及び引渡し

(2) 広義の市場化テスト対象事業……公共サービス改革法に基づかない公共サービス

公共サービス改革法に基づく特定公共サービス以外の公共サービスのうち、法律で公務員の直接実施を義務化していない業務については、地方自治体の判断で、市場化テストの対象事業とすることが可能です。

また、特定公共サービスである窓口 6 業務に関連して、地方自治体の判断に基づき官民競争入札又は民間競争入札等により、民間事業者の取扱いが可能な窓口業務（窓口関連業務）24 事項が、平成 19 年 12 月 24 日に閣議決定されています。

この窓口関連業務 24 事項についても、各地方自治体の事情に応じて、条例等で手続を整備することにより、市場化テストの実施をすることが可能となります。

なお、法に基づかない市場化テストを実施する場合は、特に公共サービス改革法に基づく手続を行う義務はありません。

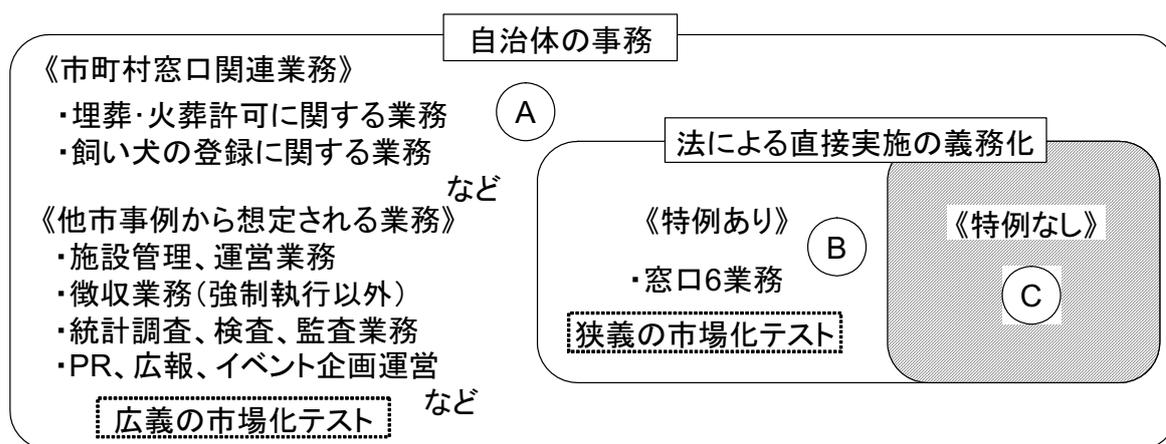
《市場化テスト対象事業の類型》

区 分		対象事務	想定される業務
市場化テスト	狭義	公共サービス改革法に基づく特定公共サービス	・窓口 6 業務
	広義	公共サービス改革法に基づかない公共サービス	・窓口関連業務 24 事項 ・施設管理、運営業務 ・徴収業務(強制執行以外) ・統計調査、検査、監査業務 ・PR、広報、イベント企画運営 など

《公共サービス改革基本方針で定められた窓口関連業務24事項》

No.	事 項 名
1	住民異動届に関する業務
2	住民票の写し等の交付業務
3	戸籍の附表の写しの交付業務
4	印鑑登録申請に関する業務
5	印鑑登録証明書の交付業務
6	住居表示証明書の交付業務
7	地方税法に基づく納税証明書の交付業務
8	戸籍の届出に関する業務
9	戸籍謄抄本等の交付業務
10	外国人登録原票記載事項証明書等の交付業務
11	転入(転居)者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知業務
12	埋葬・火葬許可に関する業務
13	国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務
14	老人医療関係の各種届出・申請書受付及び受給者証等の交付業務
15	介護保険関係の各種届出・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務
16	国民年金被保険者の資格取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理に関する業務
17	妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する業務
18	飼い犬の登録に関する業務
19	狂犬病予防注射済票の交付業務
20	児童手当の各種請求書・届出書の受付に関する業務
21	精神障害保健福祉手帳の交付業務(市町村の経由事務)
22	身体障害者手帳の交付業務(市町村の経由事務)
23	療育手帳の交付業務(市町村の経由事務)
24	自動車臨時運行許可に関する業務

《市場化テスト対象事業のイメージ》



- ・自治体の事務のうち、○Aと○B(○C以外)は市場化テストとして実施が可能
- ・入札方式は、自治体の判断で決定

5 入札の方式

市場化テストの対象とした業務については、入札により公共サービスの担い手を決定することとなります。

地方公共団体が官民競争入札又は民間競争入札のどちらを選択するかについては、地方自治の本旨を踏まえ、各地方公共団体の自主的な判断に委ねられており、強制されるものではありません。

いずれの入札方法を選択したとしても、公共サービス改革法に規定する法律の特例が適用される「特定公共サービス」を対象とするものについては、本法に規定する手続に従って実施することになります。

また、公共サービス改革法に規定する法令に特例を講じる必要がない業務については、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき条例又は規則に手続きを規定することにより、入札を実施することができます。

《入札方式と法律の特例の関係》

入札方式 法律の特例	官民競争入札	民間競争入札
法律の特例あり	公共サービス改革法で規定	公共サービス改革法で規定
法律の特例なし	地方自治法等で対応可能	地方自治法で対応可能

6 第三者機関の設置（法第47条）

特定公共サービスにかかる市場化テストの実施に当たっては、公共サービスに関して優れた識見を有する者により構成された、条例に基づく審議会その他合議制の機関（以下「第三者機関」という。）を設置する必要があります。

《所掌事務・審議事項》

- ①実施要項の策定及び変更
- ②官民入札の落札者に係る評価の実施
- ③改善のための落札事業者との契約変更
- ④契約解除時に講じる措置
- ⑤監督措置（報告・立入・検査・質問）実施後の内容と実施理由
- ⑥窓口業務の全部又は一部停止時の通知の受領
- ⑦その他条例で独自に定める職務

※ 厳密には、第三者機関の設置が必要なのは、13 ページの《市場化テストの対象事業のイメージ》の図の ㉑の部分についてであり、㉒の部分については、任意設置になります。

7 市場化テストのプロセス

地方公共団体における市場化テストの流れは、従来の民間委託などの公共調達とは異なり、次に示す段階を経て、対象事業の決定、入札、事業の実施、評価等、公共サービス改革法に基づき行われます。

(1) 実施方針の策定・公表（法第8条関係）

市場化テストの実施に当たり、市場化テストがいかなる目的を達成するための手段であるか、その推進を図るためには何を基本原則としているのかを明らかにし、対象事業の決定など基本的な考え方を実施方針として定める必要があります。

特に、対象事業については、民間ニーズの把握をする必要があることから、民間事業者の意見聴取が規定されていますが、意見聴取の内容は対象事業だけであり、法令の特例措置についての規定はありません。

(2) 対象事業の決定

実施方針で対象事業としたものについて、民間で実施可能と考えられるものや民間での実施を可能とするための条件など、民間事業者等から幅広く意見を聴取し、対象候補の洗い出しを行い、競争原理にさらすことにより、サービスの質や効率性が期待できるものを、市場化テストの対象事業として順次、決定します。

(3) 実施要項の決定・公表（法第16条関係）

市場化テストの実施に当たっては、公共サービスの詳細な内容や事業者の選定、評価基準などを定めて実施する必要があることから、こうした技術的手続を定めた実施要項を対象事業ごとに定める必要があります。また、この実施要項を定めるときは、法第47条に基づく第三者機関の決議を経る必要があります。

(4) 入札の実施・落札（法第19条関係）

実施要項に基づき、官民競争入札又は民間競争入札を実施します。入札の実施に当たっては、可能な限り多様・多数の入札参加者の間で公正な競争が確保されるよう責任をもって対応する必要があります。

入札により落札者が決定したときは、落札者の氏名若しくは名称、落札金額等を公表することとなりますが、評価結果など、できるだけ詳しく公表し、入札過程の透明性を確保するよう努めなくてはなりません。

(5) 契約の締結・事業の開始

落札者との契約の締結に当たっては、十分な時間をかけ、実施要項及び提案書の内容を適切に反映させ、契約を締結します。また、落札者が公共サービスを開始する前には、従来業務をしていた職員等と十分な時間的な余裕を持って引継ぎ等の準備を行い、事業を開始します。

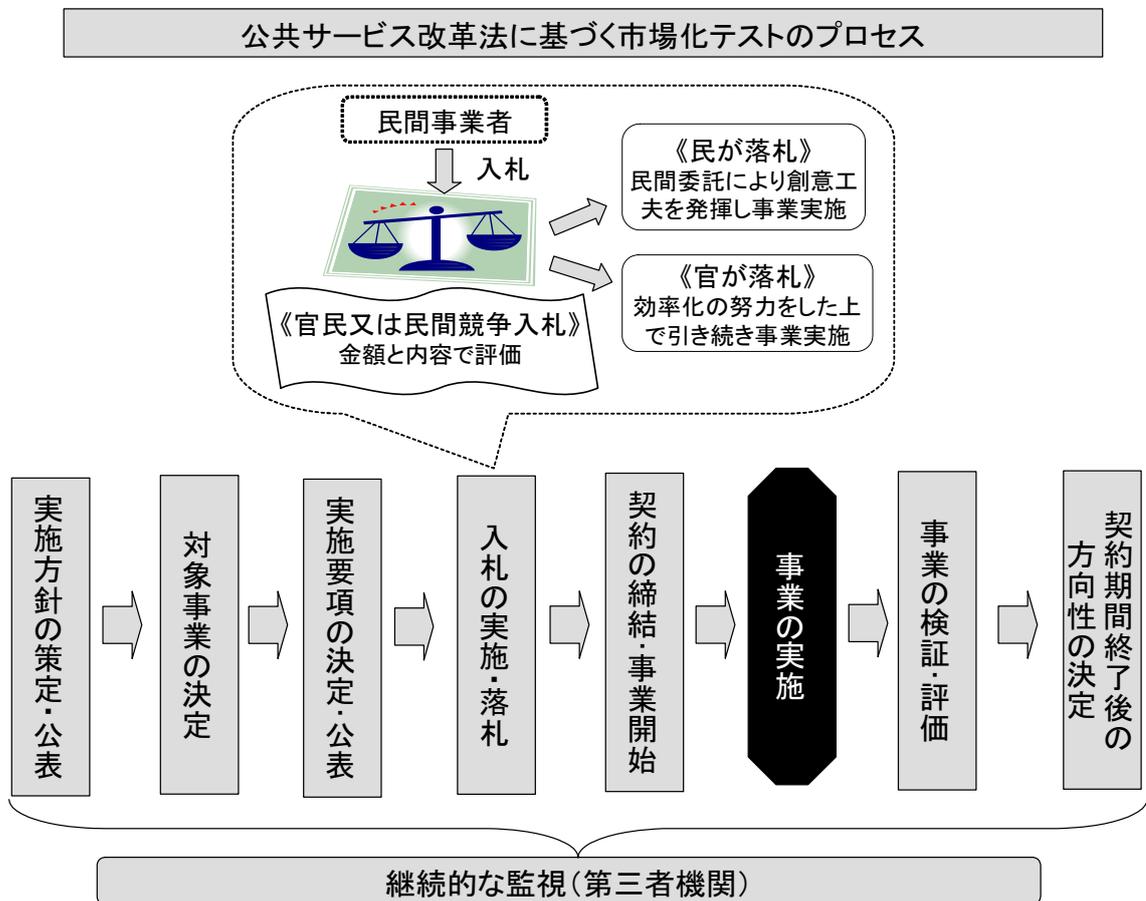
(6) 事業の検証・評価（法第7条関係）

公共サービス改革を不断に進めるためには、実施状況を検証し、公共サービスのあり方について見直すことが重要であることから、対象事業の目的達成度その他公共サービスの質及び経費にかかる状況を踏まえ、業務全般にわたる評価を行います。公共サービス改革法で、国には事業実施後の評価が規定されていますが、地方公共団体に義務付けはありません。しかしながら、国と同様な評価を行う必要があります。

(7) 契約期間終了後の方向性の決定

評価の結果を踏まえ、実施方針を見直し、再度、市場化テストを実施する場合には、必要に応じ、実施方針の変更をするとともに、新たな実施要項を策定します。

《法に基づく市場化テストのプロセス》



※ 官民での入札は、民間は入札をしますが、官は競争に直接参加するのではなく、いわば仮想入札という形での参加となります。

浜松市型事業仕分け

1 事業仕分けとは

事業仕分けは、市民をはじめ浜松市職員以外の者が、市が行っている行政サービス等について、事業そのものの要・不要や仕事のやり方を議論・評価することにより、行政サービスの内容を整理、区分し、事業の選択を行うものです。

本市では、その評価結果を事業見直しの契機として活用し、事業の廃止や担い手の見直しを行い、簡素で、効率的、効果的な行財政システムを実現することを目的としています。

2 背景

国の「新地方行革指針」に定められた集中改革プランに対応した浜松市行政経営計画を平成18年3月に策定した後も、国においては「行政改革推進法」、「公共サービス改革法」が制定され、行政改革の更なる推進のための新たな手法として、総人件費改革、公共サービス改革、公会計改革などが制度化されるとともに、平成18年8月には新地方行革指針に加え「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示され、地方公共団体における一層の行政改革が求められています。

このような中で、行政改革推進法等では「事務事業の分類、整理等の仕分けを踏まえた公共サービスの見直し」に関する規定が置かれました。これは、行財政改革について検討を行うに当たり、事業の継続を前提とした改善ではなく、「この事業は市が行う必要があるか」という「そもそも論」からスタートしようとするものです。

本市においては、これに対応するとともに、市長マニフェストに掲げられた「全ての事務事業の見直し行政のスリム化を図る」ことを実現するため、事務事業の見直しを行う手法の一つとして、事業仕分けを実施します。

3 仕分け方法

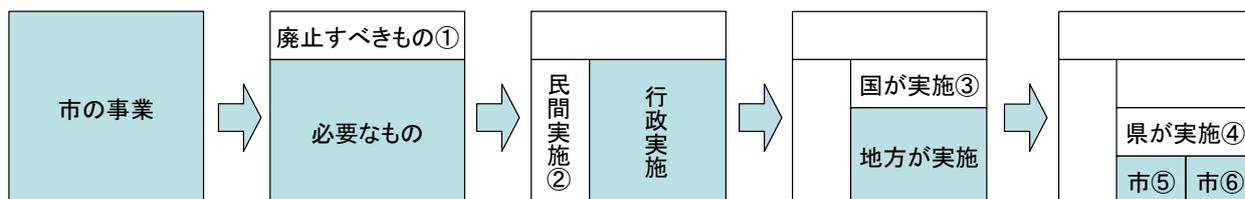
本市では、対象事業として選定した事務事業の政策・事業シート（添付資料参照：総合計画の実施計画である戦略計画の進行管理及び政策評価に使用）を活用し、次の区分により仕分けを行います。

なお、本市の場合は、事業だけにとどまらず、ファシリティマネジメントと連携を図り、施設の仕分けも行うものとします。

《事業仕分け基準》

① 廃止すべきもの	② 民間の実施が適当なもの
③ 国の実施が適当なもの	④ 県の実施が適当なもの
⑤ 市の実施が適当だが改善を要するもの	⑥ 市の実施が適当なもの

《事業仕分けのイメージ》



4 効果と課題

事業仕分けは、官か民か、国か地方かなど、実施主体の要否について議論する前に、事業の要否について議論します。また、「市民をはじめとした浜松市職員以外の者」が参加し、「公開の場」で議論することにより次の三つの効果が期待されるとともに、二つの課題が考えられます。

(1) 効果

- ①官民の役割分担の明確化と事業の本来の望ましい姿が提案、整理される。
- ②「市民の目線」、「外部の目線」など、多様な立場での意見が交換される。
- ③市場化テストなど市が今後取り組むべき方向性に沿った視点で事業の整理が進む。

(2) 課題

- ①市の政策方針や財源の制約及び市民感情や地域の事情は考慮されていない。
- ②事業仕分けの結果を踏まえて、市は自ら意思決定を行う必要がある。

関係法令等の抜粋

※1 市長マニフェスト

Ⅲ 浜松改革元年

5 スピードのある行財政改革で必要な財源をつくる

(2) 全ての事務事業を見直し行政のスリム化を図ります。

市の全事務事業の見直しを行い、不要な業務の洗い出しを行います。

(4) 創意と工夫で市民サービスを向上します

国の市場化テストの動向をみながら団塊の世代の大量退職等をふまえ、窓口業務の民間委託化を進めます。

※2 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

(平成 18 年 6 月 23 日施行 平成 18 年法律第 47 号)

(地方公務員の職員数の純減)

第五十五条 政府は、平成二十二年四月一日におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数が平成十七年四月一日における当該数からその千分の四十六に相当する数以上の純減をさせたものとなるよう、地方公共団体に対し、職員数の厳格な管理を要請するとともに、必要な助言その他の協力を行うものとする。

2 政府は、前項の規定の趣旨に照らして、地方公務員の配置に関し国が定める基準を見直すほか、地方公共団体の事務及び事業に係る施策については、地方公務員の増員をもたらすことのないよう努めるものとする。

3 政府及び地方公共団体は、公立学校の教職員(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)第二条第一項に規定する教職員をいう。)その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずるものとする。

4 地方公共団体は、地方分権の進展に伴い、より自主的かつ主体的に行政改革を推進する必要があることに留意しつつ、その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行うとともに、職員数を厳格に管理するものとする。

5 地方公共団体は、公立の大学及び地方公営企業について、組織形態の在り方を見直し、公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。)又は一般地方独立行政法人(同法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。)その他の法人への移行を推進するものとする。

※3 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

(平成 18 年 7 月 7 日施行 平成 18 年法律第 51 号)

(基本理念)

第三条 競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として、行うものとする。

2 前項の見直しを通じ、公共サービスのうち、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行う必要のないものは、廃止するものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、その対象とする特定公共サービスを適切に選定するほか、地方公共団体の関与その他の規制を必要最小限のものとすることにより民間事業者の創意と工夫がその実施する特定公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該特定公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとする。

※4 地方公共団体における行財政改革の更なる推進のための指針

(平成 18 年 8 月 31 日付け 総務事務次官通知)

第2 公共サービス改革

1 公共サービスの見直し

住民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（以下「公共サービス」という。）として行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等の措置を講ずること。

2 市場化テストの積極的な活用

公共サービスの見直しに当たっては、地方公共団体の公共サービスについて、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、透明かつ公正な競争の下で地方公共団体と民間事業者との間又は民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続（公共サービス改革法に規定する官民競争入札及び民間競争入札（以下「官民競争入等」という。）を含む。以下「市場化テスト」という。）の積極的な活用に取り組むこと。

地方公共団体の市場化テスト取組事例

(1) 実施団体

自治体名	概要 (入札又は選定の方法)	対象業務	入札結果
東京都	官民競争型 (総合評価一般)	・都立技術専門学校における求職者向け公共職業訓練5科目7校	民が落札(6件) 都に決定(1件)
愛知県	官民競争型 (総合評価一般)	・愛知県自治研修所職員研修業務	県に決定
		・愛知県旅券センター旅券申請窓口業務	民が落札
和歌山県	官民競争型 (総合評価一般)	・県庁南別館の管理運営業務	民が落札
岡山県	官民競争型 (総合評価一般)	・職員公舎、寮の管理業務	民が落札
奥州市	官民競争型 (総合評価指名)	・水道止水栓開閉栓業務	民が落札
倉敷市	官民競争型 (総合評価一般)	・車両維持管理業務	官が落札
北海道	民間競争型 (一般)	・特定疾患等医療受給者証の申請に係る審査等業務 ・農業試験場における農業技能業務 ・庁舎の受付業務 ・法人二税に係る業務 ・旅券業務 ・道路パトロール業務	
大阪府	民間競争型 (プロポーザル)	・大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務	
熊本県	民間競争型 (総合評価一般)	・熊本県民交流館・NPO活動支援業務 ・農業大学校給食委託業務	

(2) ガイドライン等策定団体

自治体名	事例	対象業務
横浜市	提案競争型公共サービス改革制度ガイドラインを公表	・市が直接執行している業務
足立区	足立区における公共サービスの改革の推進に関する条例を提案、可決	・特定公共サービスと区民事務所すべての業務
多治見市	多治見市市場化テストガイドライン(基本指針)を公表	・行政が責任をもって行う守備範囲の領域